

型式承認申請ガイド
(アネロイド型圧力計)

この型式承認申請マニュアルは、型式承認申請を目的とする製造事業者、輸入事業者及び外国製造事業者が、円滑に申請を行うことができるよう作成されたものです。

また、型式の申請については計量法『特定計量器検定検査規則』第三節〈型式の承認〉第一款〈申請等〉、『国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』及び以下に掲げる事項に従って行うものであり、本申請ガイドはそれを補足するものです。

型式承認取得に関する相談については、以下の産業技術総合研究所担当部署にお問い合わせ下さい。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所
計量標準総合センター 工学計測標準研究部門 型式承認技術グループ
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3
TEL 029-861-4057
FAX 029-861-4055

1. 型式承認の種類と申請・審査のフロー

(1) 型式承認は、「新規型式」と「承認型式」に分類されます。既に承認された型式内であって、試験又は検証を要しないが承認図面の変更を行う「軽微変更届出」が必要となる場合があります。

・「新規型式」とは、すべての試験を行う必要がある型式の承認。

・「承認型式」とは、既に承認された型式と重要な部分において異なる変更であって、一部の試験又は検証のみ必要となる型式の承認。

(2) 「新規型式」及び「承認型式」は、5. に規定する試験器物及び提出図面が必要になり、「軽微変更届出」においては、変更又は追加が必要な該当する図面のみ必要となります。

(3) 申請から承認(不承認)又は届出受理までの流れは「図1ー型式承認フロー」のとおりです。なお、「新規型式」、「承認型式」又は「軽微変更届出」のいずれに該当するかを含め、同一型式の判定、提出図書等の訂正・追加及び試験器物の選定等を「事前確認」の際に実施します。

2. 申請の手続き

(1) 申請書は、『特定計量器検定検査規則』第30条第1項(様式第7による、「製造事業者型式承認申請書」、「輸入事業者型式承認申請書」又は「外国製造事業者型式承認申請書」)に従い、該当事項を記入し、記入に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に申請書(1部)を提出します。なお、申請書と共に、請求先の担当者の連絡先メモを添付してください。

(2) 申請の受理後、(1)の請求先の担当者に、請求書を送付させていただきますので、指定の銀行口座へのお払い込みをお願い致します。

(3) 手数料の額は、次の通りです。

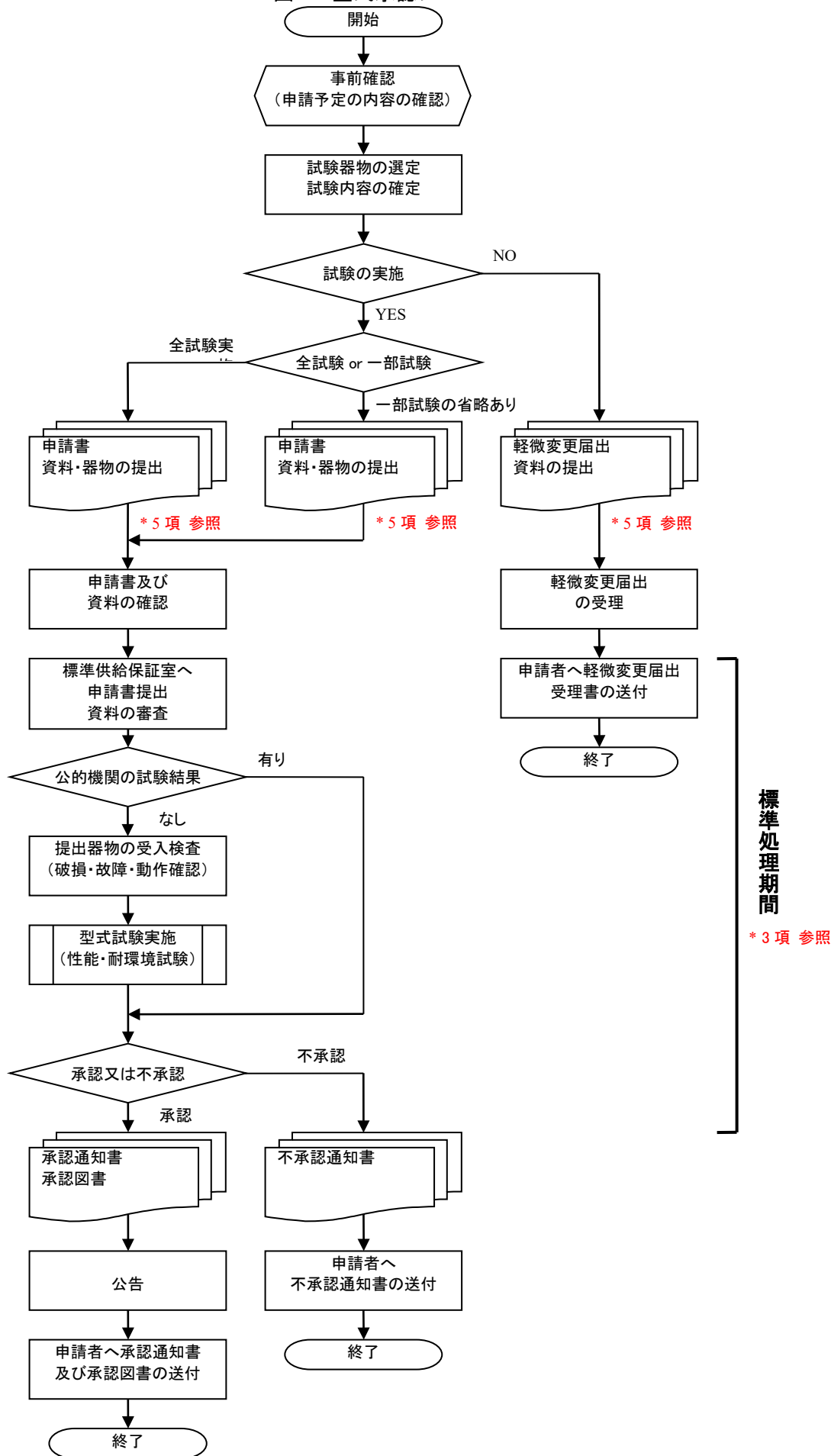
(a)新規型式	201,300円
(b)承認型式	100,600円

(4) 軽微変更届出は『国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程』第14条(様式第2による承認型式軽微変更届出書)に従い、該当事項を記入し、記入事項に誤りのないことを確認した後、標準供給保証室に届出書1部を提出していただきます。

(5) 申請及び届出に関する問合せ

国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準普及センター 標準供給保証室
〒305-8563 茨城県つくば市 梅園1-1-1 中央第3 3-9
TEL 029-861-4026

図 1-型式承認フロー



3. 標準処理期間

- (1) 申請から承認までの標準処理期間は最長90日間(特定計量器検定検査規則第71条第1項第4号)。
- (2) 申請に係る特定計量器が同種のものに比して特に複雑な構造又は特殊な材質を有すること、新技術基準の導入が成されていることその他の理由より試験期間の延長を特に有するものと認められるときは、申請者にその旨を通知して6月を超えない機関とすることができる(特定計量器検定検査規則第71条第2項)。

4. 対象機種

- (1) 計ることができる圧力が0.1 MPa以上200.2 MPa以下のものであって、最小の目量が計ることのできる最大の圧力と最小の圧力の差の1/150以上のもの(蓄圧式消化器用のもの及びアネロイド型血圧計は除く)。

5. 型式承認に必要な資料

5.1 申請書

申請書等の様式は、型式承認の種類ごとに別紙1～4による。

5.2 資料

提出資料等については次に掲げる内容とする。

(1) 用紙の大きさ、書式、作図方法及びファイリング

用紙の大きさは日本産業規格(JIS)A4版とする。ただし、A3版でも可。

(2) 用紙の大きさ、書式、作図方法及びファイリング

- a) 用紙の大きさは日本産業規格(JIS)A4版とします。ただし、やむを得ない場合はA3版でも結構です。
- b) 提出資料には、作成日及び資料番号の記載があっても結構です。
- c) 提出資料一覧
 - ① 仕様一覧表(圧力範囲、目量等)
 - ② 全体斜視図
 - ③ 外観寸法図
 - ④ 構造及び部品名称
 - ⑤ 目盛板寸法及びレイアウト図
 - ⑥ 内部機構(寸法及び部品名称)
 - ⑦ 作動原理図
 - ⑧ 封印の方法
 - ⑨ 製造工程図
 - ⑩ 取扱説明書
- d) 提出資料の部数は、2部とします。

5.3 試験器物の提出

事前確認時に、仕様一覧表に基づき、申請する圧力範囲の最小圧力のものと最大圧力のもの、また、必要と判断した場合、最小圧力と最大圧力の間における任意の圧力範囲のものを選定します。更に、電子式アネロイド型圧力計で、電源が異なるものについては、全て選定します。その選定に基づき、試験器物のご提出をお願いします。

6. 申請書等様式

<https://unit.aist.go.jp/qualmanmet/metrolqual/legal/katashiki/>

別紙 1

様式第7(第30条関係)

製造事業者型式承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

下記の特定計量器につき、計量法第76条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1. 事業の区分
2. 当該特定計量器を製造する者の氏名又は名称及び住所
3. 製造事業者の届出の年月日

4. 承認を受けようとする特定計量器

種 類	型式又は能力	手 数 料	備 考
アネロイド型圧力計	機械式 ブルドン管式 最大圧力 *)参照		

5. 第76条第3項の規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳(第76条第1項の試験に合格したことを証する書面を添えるときは、その旨)

備考:

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 製造事業者の記号を使用している場合にあっては、氏名の欄の製造事業者に添えて当該記号を記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

*)「国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」の別紙15の受圧要素の型式、受圧要素の材質、最大圧力等を記載。また、機械式、もしくは、電気式のいずれかも記載。

別紙 2

様式第7(第30条関係) Form 7 (related to Article 30)			
輸入事業者型式承認申請書 Application for Japanese Type Approval for Importer			
			年 月 日 Application date: _____
国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿 To: National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST)			
申請者 住 所 氏 名			
印	Applicant's Address: _____ Applicant's Name (name of the company and representative): _____		
Signature _____			
下記の特定計量器につき、計量法第81条第1項の承認を受けたいので、申請します。 Since we want to obtain the approval of the pattern of the specified measuring instrument below based on the article 81.1 of Japanese measurement law, We apply as follows:			
1. 当該特定計量器を製造する者の氏名又は名称及び住所 The name and location of factory or workshop where the said measuring instrument is manufactured. Name of factory or workshop : _____			
Location of factory or workshop: _____			
2. 承認を受けようとする特定計量器 The specific measuring instruments for which the approval is obtaining:			
種 類 Category	型式又は能力 Type or specification	手 数 料 Approval fee	備 考 Remarks
アネロイド型圧力計	機械式 ブルドン管式 最大圧力 *)参照		
3. 第81条第2項の規定により、添える試験用の特定計量器等の内訳(第81条第2項試験に合格したことを証する書面を添えるときは、その旨) The specification of a specified measuring instrument, etc. for testing that is attached to the application form in the article 81.2 (Where a documents certifying that a test in the article 81.2 has been passed is attached, this shall be stated here.): Note:			
1. The size of this form is to be JIS A4. 2. An application from to the Minister of international trade and industry is to be put on revenue stamps whose amount corresponds to the required application fees. 3. Where a manufacturer uses a symbol of the manufacturer, the symbol shall be entered along with the name of the manufacturer stated in the column.			

*) 「国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」の別紙15の受圧要素の型式、受圧要素の材質、最大圧力等を記載
 また、機械式、もしくは、電気式のいずれかも記載。

別紙 3

様式第7(第30条関係) Form 7 (related to Article 30)			
外国製造事業者型式承認申請書 Application for Japanese Type Approval for Manufacture of Foreign countries			
年 月 日 Application date: _____			
国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿 To: National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST)			
申請者 住 所 氏 名 印 Applicant's Address: _____ Applicant's Name (name of the company and representative): _____			
Signature _____			
下記の特定制量器につき、計量法第89条第1項の承認を受けたいので、申請します。 Since we want to obtain the approval of the pattern of the specified measuring instrument below based on the article 89.1 of Japanese measurement law, We apply as follows:			
1. 当該特定制量器を製造する者の氏名又は名称及び住所 The name and location of factory or workshop where the said measuring instrument is manufactured. Name of factory or workshop : _____ Location of factory or workshop: _____			
2. 承認を受けようとする特定制量器 The specific measuring instruments for which the approval is obtaining:			
種 類 Category	型式又は能力 Type or specification	手 数 料 Approval fee	備 考 Remarks
アネロイド型圧力計	機械式 ブルドン管式 最大圧力 *)参照		
3. 第89条第3項において準用する第76条第3項の規定により、添える試験用の特定制量器等の内訳(第89条第3項において準用する第78条第1項の試験に合格したことを証する書面を添えるときは、その旨) The specification of a specified measuring instrument, etc. for testing that is attached to the application form in accordance with the article 76.3 applying correspondingly in the article 89.3 (Where a documents certifying that a test in accordance with the article 78 applying correspondingly in the article 89.3 has been passed is attached, this shall be stated here.): Note:			
1. The size of this form is to be JIS A4. 2. An application from to the Minister of international trade and industry is to be put on revenue stamps whose amount corresponds to the required application fees. 3. Where a manufacturer uses a symbol of the manufacturer, the symbol shall be entered along with the name of the manufacturer stated in the column.			

*) 「国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程」の別紙15の受圧要素の型式、受圧要素の材質、最大圧力等を記載
 また、機械式、もしくは、電気式のいずれかも記載。

承認型式軽微変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

申請者 住所

氏名

印

下記の特定計量器に承認型式の軽微な変更を加えたので、国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程(16規程第38号)第14条に基づいて、届出します。

記

1. 承認を受けた型式

(1) 承認番号

(2) 種類

(3) 型式又は能力

2. 変更を加えた事項

3. 変更箇所に係る図面

図名	頁番号	図面の変更又は追加の別